

○国立大学法人埼玉大学教職員早期退職規則

〔平成25年12月26日
規則第27号〕

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条の2の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員の早期退職制度に関する事項を定めることを目的とする。

(定年前に退職する意思を有する教職員の募集)

第2条 学長は、定年前に退職する意思を有する教職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の教職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃又は事業場若しくは施設の移転を目的とし、教職員を対象として行う募集

(教職員の募集)

第3条 学長は、前条の規定による募集（以下「募集」という。）を行うに当たっては、前条各号の別、第6条の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日（第9条に規定する退職すべき期日をいう。以下同じ。）、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。

(募集の期間)

第4条 次に掲げる者以外の教職員は、学長が別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8条第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取り下げを行うことができる。

(1) 退職すべき期日までに定年に達する者

(2) 就業規則第44条の規定により懲戒処分又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

(応募の意思)

第5条 前条の規定による応募（以下「応募」という。）又は応募の取り下げは教職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は教職員に対しこれらを強制してはならない。

(応募の認定)

第6条 学長は、応募をした教職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員で

ある旨の認定（以下「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2条に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定する者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第2条の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、就業規則第44条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値するものがあきらかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが本学の業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

（認定の通知）

第7条 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

（認定の失効）

第8条 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 国立大学法人埼玉大学教職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）第14条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 退職手当規則第10条又は同規則第12条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前条の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く）。

(4) 就業規則第44条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第4条の規定により応募を取り下げたとき。

（退職の日）

第9条 この規則による退職すべき期日は、3月又は9月のいずれかの月の末日とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、これとは別の日を退職すべき期

日として定めることができる。

2 第2条第2号の場合にあっては、前項に規定する期日とはこれと異なる日とすることができる。

(退職手当の特例)

第10条 早期退職制度により退職した者に対して支給する退職手当の額は、退職手当規則第4条、同規則第5条、同規則第6条及び同規則第8条の2の規定によるものとする。

(雑則)

第11条 募集実施要項その他この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。